介護に従事する外国人の受入

https://www.mhlw.go.jp/topics/2019/01/dl/8 shakaiengo-01.pdf

EPA (経済連携協定) インドネシア・フィリピ ン・ベトナム

在留資格「介護」 (2017年9月1日~)

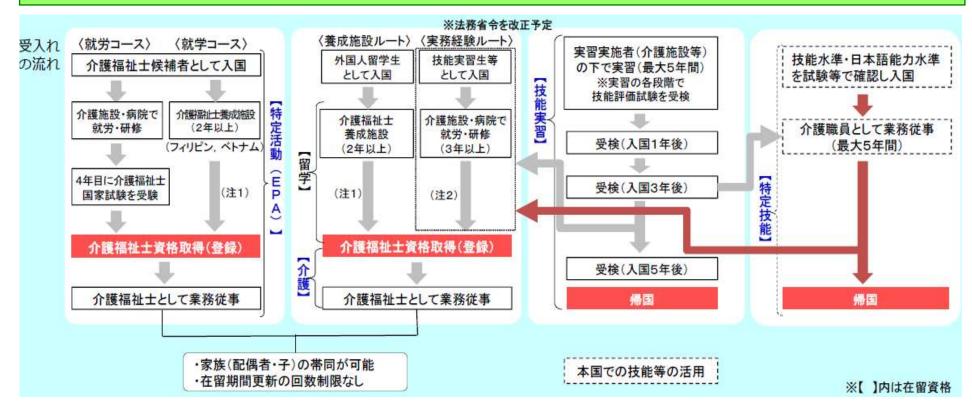
技能実習 (2017年11月1日~) 特定技能 (2019年4月1日~)

制度趣旨

二国間の経済連携 の強化 専門的・技術的分野の外国人の受入

本国への技術移転

就労目的での 即戦力人材の受入



- (注1) 2017年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、2021年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
- (注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、 実務者

研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けた準備を進めている。 © nakano medical office 禁・無断配布&転載